障害福祉サービス受給者証：安心の更新ガイド

期限切れを防ぎ、サービスを継続するための完全ステップガイド

IDEND（アイデンド）の就労支援

NotebookLM

受給者証の期限がもうすぐ切れるけど、どうすれば…？

更新手続きを忘れたら、今のサービスが使えなくなる？

障害福祉サービス受給者証には**有効期限**があります。
期限が切れると、サービスが利用できなくなったり、
利用料の請求トラブルに繋がる可能性があります。
このガイドでは、安心してサービスを使い続けるための
「更新手続き」の全てを解説します。



NotebookLM

結論：まず、この3つのポイントを覚えておけば大丈夫です



1. 有効期限を確認

お手元の受給者証の期限は**原則1年**です。まずは日付を確認しましょう。



2. 通知が来たら行動

自治体から「更新のお知らせ」が届いたら、すぐに**市区町村の窓口**へ。



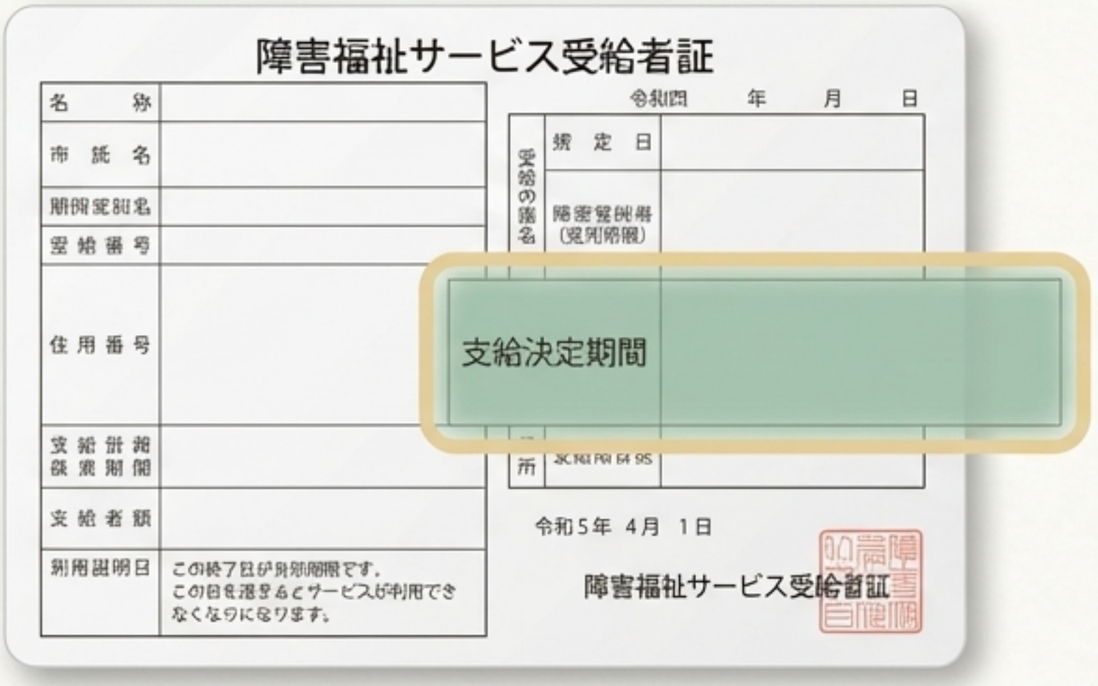
3. 計画案を準備

「サービス等利用計画案」の作成が必要になる場合があります。事前に相談支援専門員と連携しましょう。

NotebookLM

最初のステップ：ご自身の受給者証で「支給決定期間」を確認しましょう

まず、お手元の受給者証をご覧ください。「支給決定期間」という欄に、サービスの利用期間が記載されています。



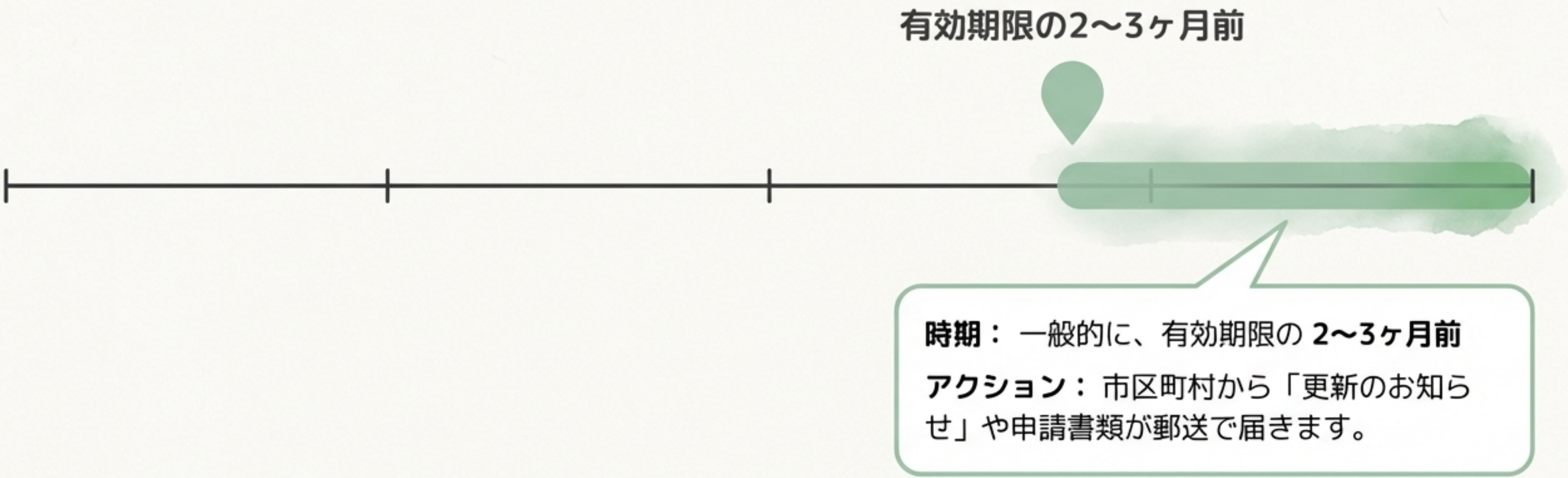
例

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

この「終了日（3月31日）」が有効期限です。この日を過ぎるとサービスが利用できなくなります。

NotebookLM

更新手続きはいつから始まる？



届かない場合でも、期限が近づいたら自分から問い合わせることが大切です。

NotebookLM

更新までの具体的な流れ：4つのステップ

更新手続きは、新規申請の時とほぼ同じ流れです。
4つのステップで新しい受給者証の交付を目指します。

Step 1
申請書類の提出

Step 2
認定調査
（聞き取り）

Step 3
サービス等利用
計画案の作成

Step 4
新しい受給者証
の交付

NotebookLM

ステップ①＆②：書類の提出と、現在の状況のヒアリング



ステップ① 申請書類の提出

市区町村から届いた申請書に必要事項を記入し、窓口に提出します。

この時、**「サービス等利用計画案」**の提出を求められることがあります。
相談支援専門員と連携して準備を進めましょう。（セルフプランの場合はご自身で作成）



ステップ② 認定調査（聞き取り）

必要に応じて、自治体の職員による聞き取り調査（アセスメント）が行われます。
現在の生活状況や、今後のサービス利用の意向などが確認されます。

※この調査は、状況によって省略される場合もあります。

NotebookLM

ステップ③＆④：計画の作成と、新しい受給者証の受け取り

ステップ③ サービス等利用計画案の作成

計画相談支援を利用している方は、担当の相談支援専門員に作成を依頼します。

・今後の目標や希望するサービス内容を反映した計画を作成します。

ステップ④ 新しい受給者証の交付

審査が完了すると、新しい受給者証が郵送で届きます。
古い受給者証は、新しいものが届いた後、自治体の指示に従って返却するか、ご自身で破棄してください。



NotebookLM

注意！こんな時はどうする？



Q：**更新のお知らせが届かない**

A：引っ越しや事務処理の都合で届かないことも。期限の**1ヶ月前**になっても通知が来ない場合は、**必ず自分から市区町村の障害福祉課に連絡**してください。



Q：うっかり手続きを忘れて期限が切れてしまった

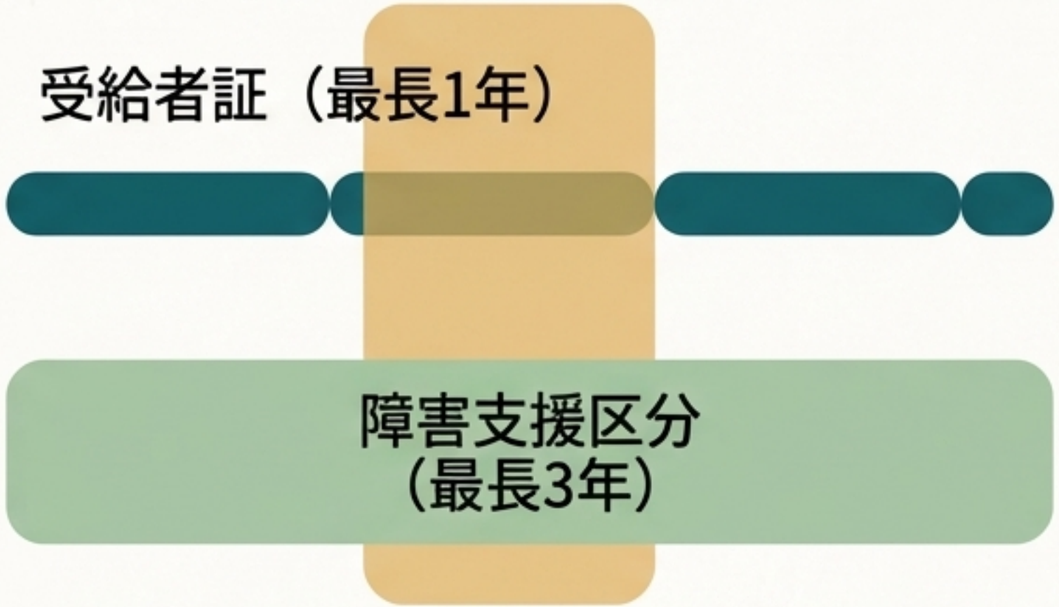
A：**すぐに市区町村と利用中の事業所に連絡**してください。原則、期限が切れた期間はサービスが利用できなくなり、全額自己負担になる可能があります。

NotebookLM

補足：障害支援区分（区分認定）の更新も必要ですか？

はい。受給者証の更新とは別に、障害支援区分（区分1〜6）の認定にも有効期限（最長3年など）があります。

- これらの更新時期が重なる場合は、多くの場合、同時に手続きを行います。
- ご自身の区分認定の有効期限も、あわせて確認しておくと安心です。



NotebookLM

更新手続き やることリスト

更新手続きをスムーズに進めるために、このリストをご活用ください。

- [] 受給者証の「支給決定期間」を確認した
- [] 市区町村からの郵便物（更新のお知らせ）を確認した
- [] 担当の相談支援専門員に「更新の時期です」と伝えた
- [] 申請書類を記入し、市区町村の窓口に提出した
- [] 新しい受給者証が届いたことを事業所に報告した

NotebookLM

一人で悩まないで。アイデンドが更新手続きをサポートします

アイデンドでは、利用者の皆さんの受給者証の期限を管理し、更新忘れがないよう、一人ひとりに寄り添ってサポートしています。



期限管理

スタッフが皆さんの有効期限を把握し、更新時期が近づいたら積極的にお声がけします。

手続き同行

一人での手続きや説明に不安がある場合は、スタッフが市役所の窓口まで同行することも可能です。お気軽にご相談ください。

NotebookLM

スタッフからのワンポイントアドバイス

> 「毎年（または数年ごと）の手続きは面倒に感じるかもしれませんが、今の生活や目標を見直す良い機会でもあります。『来年はこんなことを頑張りたい』という想いを、ぜひサービス等利用計画案に込めてみましょう。」

— アイデンド スタッフより

NotebookLM

「こんなことを聞いてもいいのかな？」
どんな小さなことでもご相談ください。

私たちは、あなたの不安や疑問に寄り添い、一緒に解決していきたいと考えています。
ご相談はすべて無料です。まずは一歩、踏出してみませんか？

お問い合わせフォーム

お電話でのお問い合わせ（平日 9:00-17:00）

アイデンド八戸：	アイデンド十和田：	manaby CREATORS 八戸：
0178-32-0617	0176-58-6257	0178-51-8951

iDEND

NotebookLM